

(別紙)

諮問番号：令和3年諮問第10号

答申番号：令和3年答申第14号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、令和2年3月13日付けで京都府知事（以下「処分庁」という。）が行った審査請求人に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号以下「法」という。）に基づく身体障害者手帳交付処分（以下「本件処分」という。）の総合等級に関し、診断書作成医師による意見では「2級相当」とされたにもかかわらず、本件処分では「3級相当」と認定されたことに不服があるとして、審査請求人において、本件処分の取消しを求めるものである。

第3 審査請求に至る経過等

- 1 令和元年11月18日、審査請求人は、自身の障害の程度について診断書作成医師により「総合等級2級相当」との意見が付された診断を受けた。
- 2 審査請求人は、身体障害者手帳交付申請書及びその添付書類として1の意見が付された「身体障害者診断書・意見書（肢体不自由障害用）」（以下「令和元年11月診断書」という。）等を居住地である〇市に提出し、同市は、令和元年11月27日付けでこれを受理した。
- 3 令和元年11月29日、処分庁は、〇市から提出された2の交付申請書等を受理した。
- 4 令和2年2月3日、処分庁は、法の規定に基づく審査を行ったところ、令和元年11月診断書に付された1の意見の内容に疑義が生じたため、肢体不自由障害についての専門的知見を有する嘱託医師による総合的審査を実施したところ、「総合等級3級相当」との審査結果となった。
- 5 処分庁は、4の審査結果により、嘱託医師が行った審査結果と令和元年11月診断書の内容に相違が生じることとなったため、1の診断書作成医師に書面で照会を行ったところ、同医師から令和2年2月27日付けで、「総合等級3級相当」に訂正するとの回答があった（この訂正後の意見の付された診断書を以下「令和2年2月診断書」という。）。
- 6 令和2年3月13日、処分庁は、以上の経過を踏まえ、「総合等級3級」として本件処分を行った。
- 7 令和2年4月1日、審査請求人は、審査庁（審査庁たる処分庁をいう。以下同じ。）に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、次の理由により、本件処分の取消しを求めるというものである。

- (1) 令和元年11月診断書には、審査請求人の障害の程度を示す総合等級は「2級相当」とされていたにもかかわらず、処分庁が本件処分において認定した総合等級は「3級相当」であること。
- (2) ○は、一般的には年々回復する傾向にあるが、審査請求人の場合、発症時からリハビリを続けているものの、現時点（令和3年2月16日時点）においても、回復してない。

障害の程度が回復していないのであるから、今回（令和3年次）の障害者手帳の更新時の総合等級に関し、同年1月14日付けの診断書（以下「令和3年1月診断書」という。）において「2級相当」とされていることを踏まえると、それより前の時点である令和2年3月13日（本件処分の処分日）時点で、当該「2級相当」より軽い障害の程度を示す「3級相当」であったとする本件処分の決定は、納得することができないこと。

2 処分庁の主張

(1) 審査請求人の1の(1)の主張について

ア 都道府県知事は、指定医師による診断書を含む申請書類に基づいて審査し、その診断書の内容が障害に該当すると認められた場合は、申請者に身体障害者手帳を交付することが法第15条に定められている。

イ 令和元年11月診断書に付された診断書作成医師の障害程度等級意見は、「右手指の機能の著しい障害（4級相当）、左手指の機能の著しい障害（4級相当）、右下肢の機能の著しい障害（4級相当）、左下肢の機能の著しい障害（4級相当）」で「総合等級2級相当」に該当するとのことであったが、処分庁において、法の規定に基づき審査したところ、処分庁において作成している京都府身体障害者認定基準（以下「認定基準」という。）の障害程度等級表解説四の程度と乖離しているとの疑義が生じた。

そのため、肢体不自由障害についての専門的知見を有する嘱託医師による総合的審査を実施したところ、「右上肢の機能障害（5級相当）、左上肢の機能障害（5級相当）、両下肢の機能障害（4級相当）」に該当し、「総合等級3級相当」との審査結果となった。

ウ 嘱託医師の診査結果を記載した確認書により、令和元年11月診断書に付された診断書作成医師による総合等級に関する意見について再確認を依頼したところ、同医師から総合等級「3級相当」に訂正するとの回答があり、当該意見の付された診断書作成医師による令和2年2月診断書及び嘱託医師の審査結果のいずれも「総合等級3級相当」となったため、審査を終了し、当該総合等級をもって本件処分を行ったものである。

(2) 審査請求人の1の(2)の主張について

本件処分は、令和2年2月診断書の内容を審査し、決定したものであり、本件処分に係る身体障害者手帳交付後のリハビリの状況や令和3年2月16日の審査請求人

の状態及び令和3年1月診断書は、本件処分で考慮されるものではない。

(3) よって、本件処分は、適法かつ適正に行われたものであるから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるというものである。

第5 本件に係る法令の規定等

1 身体障害者手帳の交付については、法第15条第1項において「身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その所在地）の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。」と規定され、同条第4項において「都道府県知事は、第一項の申請に基づいて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。」と規定されている。

また、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年4月6日厚生省令第15号。以下「規則」という。）第5条第1項第2号に規定されている「障害の級別」は、同条第3項において「別表第5号のとおりとする」と規定されており、認定基準第8条に「規則別表第5号に規定されている個別の障害の程度に係る認定基準については、次に定める障害程度等級表解説のとおりとする。」と規定されている。

2 二つ以上の障害が重複する場合、認定基準第7条第1項において「等級別指数表を用いて、重複する障害に係る各々の障害等級の指数を合算し、得られた合計指数に応じて総合等級を決定する。」と規定されている。

なお、この等級別指数表は、次のとおり定められている。

等級別指数表		合計指数に応ずる障害等級表	
等級	指数	合計指数	総合等級
1級	18	18以上	1級
2級	11	11～17	2級
3級	7	7～10	3級
4級	4	4～6	4級
5級	2	2～3	5級
6級	1	1	6級
7級	0.5		

3 肢体不自由の場合には、次に示す障害程度等級表解説四の肢体不自由の記載内容に基づき、両上肢及び両下肢についての障害程度を判断した上で、各々の障害等級の指数を合算し、得られた合計指数に応じて総合等級を決定することとなる。

(1) 障害程度等級表解説四の1の(3)には、肢体不自由について、以下の関係引用部分のとおり規定している。

ア 全廃とは、関節可動域（以下、他動的可動域を意味する。）が10度以内、筋力では徒手筋力テストで2以下に相当するものをいう（肩及び足の各関節を除く。）。

イ 機能の著しい障害とは、以下に示す各々の部位で関節可動域が日常生活に支障をきたすと見なされる値（概ね90度）のほぼ30%（概ね30度以下）のものをいい、筋力では徒手筋力テストで3（5点法）に相当するものをいう（肩及び足の各関

節を除く。)

ウ 軽度の障害とは、日常生活に支障をきたすと見なされる値（概ね90度で足関節の場合は30度を超えないもの。）又は、筋力では徒手筋力テストで各運動方向平均が4に相当するものをいう。

エ この解説においてあげた具体例の数値は、機能障害の一面を表わしたものであるもので、その判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならない。

(2) 障害程度等級表解説四の2の(1)には、上肢不自由について、以下の関係引用部分のとおり規定している。

ア 一上肢の機能障害

(ア) 「全廃」(2級)とは、肩関節、肘関節、手関節、手指の全ての機能を全廃したものをいう。

(イ) 「著しい障害」(3級)とは、握る、摘む、なでる(手、指先の機能)、物を持ち上げる、運ぶ、投げる、押す、ひっぱる(腕の機能)等の機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

a 機能障害のある上肢では5kg以内のものしか下げることができないもの。この際荷物は手指で握っても肘でつり下げてもよい。

b 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか2関節の機能を全廃したもの

(ウ) 「軽度の障害」(7級)の具体的な例は次のとおりである。

a 精密な運動のできないもの

b 機能障害のある上肢では10kg以内のものしか下げることのできないもの。

イ 手指の機能障害

(ア) 手指の機能障害には次の注意が必要である。

a 機能障害のある指の数が増すにつれて幾何学的にその障害は重くなる。

b 親指、次いでひとさし指の機能は特に重要である。

c 親指の機能障害は摘む、握る等の機能を特に考慮して、その障害の重さを定めなければならない。

(イ) 一側の五指全体の機能障害

a 「全廃」の(3級)の具体例は次のとおりである。

字を書いたり、箸を持つことができないもの

b 「著しい障害」(4級)の具体例は次のとおりである。

(a) 機能障害のある手で5kg以内のものしか下げることのできないもの

(b) 機能障害のある手で握力が5kg以内のもの

(c) 機能障害のある手で鋏又はかなづちの柄を握りそれぞれの作業のできないもの

c 「軽度の障害」(7級)の具体例は次のとおりである。

(a) 精密なる運動のできないもの

(b) 機能障害のある手で10kg以内のものしか下げることのできないもの

(c) 機能障害のある手で握力が15kg以内のもの

(ウ) 各指の機能障害

- a 「全廃」の具体的な例は次のとおりである。
 - (a) 各々の関節の可動域が10度以下のもの
 - (b) 徒手筋力テスト2以下のもの
- b 「著しい障害」の具体的な例は次のとおりである。
 - (a) 各々の関節の可動域が30度以下のもの
 - (b) 徒手筋力テスト3に相当するもの

(3) 障害程度等級表解説四の2の(2)には、下肢不自由について、以下関係引用部分のとおり規定している。

ア 一下肢の機能障害

- (ア) 「全廃」(3級)とは、下肢の運動性と支持性をほとんど失ったものをいう。具体的な例は次のとおりである。
 - a 下肢全体の筋力低下のため患肢で立位を保持できないもの
 - b 大腿骨又は脛骨の骨幹部偽関節のため患肢で立位を保持できないもの
- (イ) 「著しい障害」(4級)とは、歩く、平衡をとる、登る、立っている、身体を廻す、うづくまる、膝をつく、座る等の下肢の機能の著しい障害をいう。具体的な例は次のとおりである。
 - a 1 km以上の歩行不能
 - b 30分以上起立位を保つことができないもの
 - c 通常の駅の階段の昇降が手すりにすがらねばできないもの
 - d 通常の腰掛けでは腰掛けることができないもの
 - e 正座、あぐら、横座りのいずれも不可能なもの
- (ウ) 「軽度の障害」(7級)の具体的な例は次のとおりである。
 - a 2 km以上の歩行不能
 - b 1時間以上の起立位を保つことのできないもの
 - c 横座りはできるが正座及びあぐらのできないもの

4 「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について(厚生労働省平成15年2月27日通知)」には、以下の質疑応答がある。

質疑：障害程度等級表及び認定基準においては、「両下肢の機能の軽度の障害」が規定されていないが、左右ともほぼ同等の障害レベルで、かつ「1 km以上の歩行不能で、30分以上の起立位保持困難」などの場合は、両下肢の機能障害として4級認定することはあり得るのか。

回答：「両下肢の機能障害」は、基本的には各障害部位を個々に判定した上で、総合的に障害程度を認定することが適当である。しかしながら、両下肢全体の機能障害で、一下肢の機能の全廃(3級)あるいは著障(4級)と同程度の場合は、「両下肢の機能障害」での3級、4級認定はあり得る。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

- (1) 本件請求には、理由がないから、棄却されるべきである。
- (2) 理由

- ア 本件処分における総合等級の認定の基礎事実とした令和2年2月診断書には、上肢不自由に関して、以下のとおりの記載がある。
- (ア) 握力は右が7kgで、左が8kgである。
 - (イ) 徒手筋力テスト (MMT) は、中手指節が「伸展が全て△ (△は、筋力半減 (筋力3該当) をいう。以下同じ。) で、屈曲が全て○ (○は、筋力正常又はやや減 (筋力4、5該当) をいう。以下同じ。)」であり、近位指節が「伸展が全て× (×は、筋力が消失又は著減 (筋力0、1、2該当) をいう。以下同じ。) で、屈曲が全て○」であり、肩、肘、前腕及び手は全て○である。
 - (ウ) 関節可動域 (ROM) は、全廃もしくは著しい障害に該当する制限がなく、上肢に係る動作・活動が、「ワイシャツを着てボタンをとめる、タオルを絞る、つまむ (右) が全介助又は不能」であるが、「棚の上の物に手を伸ばす、コップで水を飲む (左)、ブラシで歯を磨く、背中を洗う、排せつの後始末をする、つまむ (左)、握る (右)、はしで食事をする、ズボンをはいて脱ぐことは半介助で可能」である。
- イ 本件処分における総合等級の認定の基礎事実とした令和2年2月診断書には、下肢不自由に関して、以下のとおりの記載がある。
- (ア) 徒手筋力テスト (MMT) は、右下肢は「股は全て○、膝は屈曲・伸展ともに○、足は背屈が×、底屈が○」であり、左下肢は「股は全て○、膝は屈曲・伸展ともに○、足は背屈が△、底屈が○」である。
 - (イ) 関節可動域 (ROM) は、全廃もしくは著しい障害に該当する制限がなく、下肢に係る動作・活動が、「片脚で立つ (右)、片脚で立つ (左)、しゃがみこむが全介助又は不能」であるが、「立ち上がる (手すり使用)、二階までの階段を昇って降りる (手すり使用)、屋外での移動 (つえ使用) 100m、公共の乗物を利用するは半介助で可能」である。
- ウ 審査請求人の上肢不自由に係る各項目について、令和2年2月診断書に記載されたアの内容を基礎事実とし、第5の3の(1)及び(2)の規定内容に照らして検討すると、以下のとおり判断される。
- (ア) 握力は右が7kgで、左が8kgであり、関節可動域が支障なく、徒手筋力テストでは、右上肢は、「筋力0、1、2該当」は近位指節の伸展、「筋力3該当」は中手指節の伸展、その他は全て「筋力4、5該当」に相当し、左上肢は、「筋力0、1、2該当」は近位指節の伸展、「筋力3該当」は中手指節の伸展、その他は全て「筋力4、5該当」に相当するため、「右手指の機能の著しい障害 (4級相当)、左手指の機能の著しい障害 (4級相当)」には該当しないと考えられる。
 - (イ) 動作・活動の状況は、「ワイシャツを着てボタンをとめる、タオルを絞る、つまむ (右) が全介助又は不能」であるが、「棚の上の物に手を伸ばす、コップで水を飲む (左)、ブラシで歯を磨く、背中を洗う、排せつの後始末をする、つまむ (左)、握る (右)、はしで食事をする、ズボンをはいて脱ぐことは半介助で可能」である。
 - (ウ) 以上の握力、徒手筋力テスト及び動作・活動の状況から総合的に判断すると、審査請求人の上肢に係る障害の程度については、右上肢の機能障害 (5級相当)、

左上肢の機能障害（５級相当）に該当するものと考えられる。

エ 審査請求人の下肢不自由に係る各項目について、令和２年２月診断書に記載されたイの内容を基礎事実とし、第５の３の(3)の規定内容及び４の質疑応答の趣旨に照らして検討すると、以下のとおり判断される。

(ア) 関節可動域が支障なく、徒手筋力テストでは、右下肢は、「筋力０、１、２該当及び３該当」は足の背屈のみであり、その他は全て「筋力４、５該当」に相当し、左下肢は、「筋力０、１、２該当」は該当なく、「筋力３該当」は足の背屈、その他は全て「筋力４、５該当」に相当するため、「右下肢の機能の著しい障害（４級相当）、左下肢の機能の著しい障害（４級相当）」には該当しないと考えられる。

(イ) 動作・活動の状況は、「片脚で立つ（右）、片脚で立つ（左）、しゃがみこむが×」であるが、「立ち上がる（手すり使用）、二階までの階段を昇って降りる（手すり使用）、屋外での移動（つえ使用）100m、公共の乗物を利用するは△」である。

(ウ) 以上の徒手筋力テスト及び動作・活動の状況から総合的に判断すると、一下肢の機能の著しい障害（４級相当）と同程度に該当することから、両下肢の機能障害（４級相当）に該当するものと考えられる。

オ 総合等級について

以上の内容を第５の２の等級別指数表に当てはめると、審査請求人の右上肢の機能障害は５級相当であるからその指数は２と、左上肢の機能障害は５級相当であるからその指数は２と、両下肢の機能障害は４級相当であるからその指数は４となり、これらの指数の合計値は８（＝２＋２＋４）となることから、合計指数に応ずる障害等級表により、「総合等級３級相当」に該当する。

カ 診断書作成医師の総合等級に係る意見について

令和元年11月診断書に「総合等級２級相当」と記載した診断書作成医師は、処分庁からの確認を受けて、令和２年２月診断書のとおり、「総合等級３級相当」に訂正している。

キ 結論

以上により、本件処分は、法令等の定めるところに従ってなされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

２ 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第１項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

１の(2)に同じ。

第７ 調査審議の経過

１ 本件審査請求を取り扱う審査会の部会 第１部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和3年10月21日 審査庁が審査会に諮問

令和3年11月10日 第1回調査審議（第1部会）

令和3年12月7日 第2回調査審議（ 〃 ）

令和3年12月10日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 本件の争点は、本件処分において、審査請求人の障害の程度を示す総合等級を処分庁が認定するに際し、審査請求人に係る診断書の記載内容を認定判断の基礎事実とし、これを認定基準に照らしてなされた「総合等級3級相当」とする審査結果について、違法又は不当な点があるかどうかである。

2 この点、処分庁が1の認定の基礎とした診断書は、「総合等級3級相当」との意見が付された令和2年2月診断書であり、審査請求人が基礎とすべきと主張する「総合等級2級相当」との意見が付された令和元年11月診断書ではない。

しかし、令和元年11月診断書は、第3の5のとおり、当該診断書を作成した医師自らが当該意見を「総合等級3級相当」と訂正し（この訂正後の診断書が令和2年2月診断書である。）、処分庁は、訂正前の診断書を基礎として本件処分を行うことはできないから、審査請求人の当該主張には、理由がない。

3 また、審査請求人は、令和3年1月診断書に付された意見が「総合等級2級相当」であることを理由に、審査請求人のこの間の回復の状況（障害の程度は軽くなっていない）に照らせば、本件処分時点においても、「総合等級2級相当」であった旨を主張するが、令和3年1月診断書は、そもそも令和2年3月になされた本件処分の根拠とすることはできない。

4 このほか、本件処分は、審理員及び審査庁が第6において示すとおり、令和2年2月診断書を基礎とした等級別指数表の適用その他の認定基準上の誤り等はなく、かつ、そのことについて診断書作成医師及び嘱託医師の判断が一致しているから、本件処分に違法又は不当な点があるとはいえない。

5 結論

以上により、本件処分は、法令の定めるところに従ってなされたものであり、違法又は不当を認める点はないから、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第1部会

委員（部会長）	北村	和生
委員	岩崎	文子
委員	岡川	芙巳